

定期接種の対象年齢を過ぎてから、自費で子宮頸がん予防ワクチン接種を受けた方へ

子宮頸がん予防接種にかかった費用の払い戻し（償還払い）について

子宮頸がん予防接種は、平成25年6月から令和4年3月までの間、積極的に勧奨することを控えていました。積極的勧奨を控えていた時期に定期接種を見送り、定期接種の対象年齢を過ぎてから、自費で子宮頸がん予防ワクチン接種を受けた方に対して、接種を受けた回数分の費用を払い戻しします。（最大3回分）

対象者

以下の条件にすべて当てはまる方

- ①令和4年4月1日時点で、忠岡町に住民票があること
- ②平成9年4月2日～平成17年4月1日までに生まれた女性
- ③16歳となる年度の末日までにHPVワクチンの定期接種を3回接種完了していないこと
- ④17歳となる年度の初日から令和3年度末日までに、日本国内の医療機関で2価または4価のHPVワクチンを任意接種で受け、実費負担があった
- ⑤払い戻しを受けようとする回数分のキャッチアップ接種（※）を受けていないこと
※平成9～平成17年度生まれの女性で過去にHPVワクチン接種を3回受けていない方が、令和4年4月～令和7年3月までの3年間公費で接種可能な制度

申請期間

令和4年7月1日～令和7年3月31日

申請方法

下記の必要書類をそろえて、忠岡町保健センターまで申請してください。

【必要書類】

1. ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書（申請窓口またはホームページ上にあります。）
2. 予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳、予防接種済証等の写し）
3. 医療機関が発行した領収書（接種者氏名、接種日、予防接種費用であることが明示されているもの、医療機関の名称・住所が確認できるもの）
※医療費の明細書をお持ちの方はご持参ください。
4. 申請者名義の預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるもの）
5. （領収書紛失の場合のみ）ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書（申請窓口またはホームページ上にあります。予防接種を受けた医療機関で記入する必要があります。また、その際に請求される文書料は、払い戻しの対象外です。）
6. 本人確認書類（保険証や免許証など）

予防接種の種類及び支給上限額

予防接種の種類	支給上限額
子宮頸がん予防ワクチン（2価または4価）	16,588円

※医療機関への支払い金額が上限額よりも低い場合は、支払金額を支給します。

《お問い合わせ》 忠岡町保健センター Tel 22-1122

